

食中毒の発生について

墨田区内の保育園で提供された給食で発生した食中毒

探知

11月11日（水曜日）午後2時15分、墨田区内保育園の園長から墨田区保健所に「給食喫食後、園児20名から30名が腕や顔に発疹の症状を呈している。」旨の連絡があった。

調査結果

墨田区保健所は、探知後ただちに食中毒の調査を開始した。

患者は、同園の園児28名で、11月11日（水曜日）午前11時00分から給食を喫食したところ、同日午前11時10分から午後0時20分にかけて、顔や腕に発疹を呈していた。

患者の共通食は同園で提供された給食のみで、全員がきつねうどんを喫食していた。

同園で提供された給食についてヒスタミンの検査をしたところ、検食（きつねうどん、きざみ揚げ）から8ミリグラム/100グラム、20ミリグラム/100グラムを検出した。残品（だしパック）は5ミリグラム/100グラム未満であった。

決定

墨田区保健所は、本日、以下の理由により、本件を11月11日（水曜日）に同園で調理、提供された給食のきつねうどんを原因とする食中毒と断定した。

患者の共通食は保育園の給食のみで、全員がきつねうどんを喫食していた。

同園で提供された給食についてヒスタミンの検査を実施したところ、検食（きつねうどん、きざみ揚げ）から8ミリグラム/100グラム、20ミリグラム/100グラムを検出した。

患者の症状及び潜伏期間が同物質によるものと一致していた。

医師から食中毒の届出があった。

措置

墨田区は、本日から6日間の営業停止の処分を行った。

発症関係	発症日時	11月11日（水曜日）午前11時10分から同日午後0時20分まで
	症状	発疹
	発症場所	保育園
	患者数	総数 28名 （内訳） 男：11名（年齢1～5歳） 女：17名（年齢1～6歳）
	入院患者数	0名
	診療医療機関数・受診者数	0名
原因食品	令和2年11月11日に調理、提供した給食のきつねうどん	
病因物質	ヒスタミン	
原因施設	屋号 ●●●●● 業種 飲食店営業（集団給食） 営業者 ●●●●● 代表取締役 ●●●●● 営業所所在地 東京都墨田区●●●●● 営業者住所 大阪府大阪市●●●●● 法人番号 ●●●●● 連絡先電話番号 ●●●●●	

備考

主なメニュー	きつねうどん、かぼちゃサラダ、バナナ、麦茶
検査関係	検査実施機関 東京都健康安全研究センター 検食

5 検体中 2 検体ヒスタミン 8 ミリグラム/100 グラム、20 ミリグラム/100
グラム検出

3 検体検出しない

残品

2 検体ヒスタミン 5 ミリグラム/100 グラム未満

参考食品

1 検体ヒスタミン 5 ミリグラム/100 グラム未満

容器

1 検体ヒスタミンを検出しない